

岩手大学体育施設規則

平成16年4月1日 制定
令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学運動場、野球場、第一庭球場、第二庭球場、第一体育館、第二体育館及びプール（以下「体育施設」という。）について必要な事項を定める。

(管理運営)

第2条 体育施設の管理運営責任者（以下「責任者」という。）は、教育を担当する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 責任者の職務を助け、体育施設の事務を処理するため主事を置き、学生支援課長をもって充てる。
- 3 体育施設の管理運営に関する審議は、岩手大学学生支援委員会が行う。

(使用の範囲)

第3条 体育施設は、本学の体育の授業及び研究に使用するほか、次の各号に掲げる場合に、使用することができる。

- 一 本学学生の課外活動
- 二 本学主催の体育行事
- 三 本学の学生又は職員のレクリエーション及び体育行事等
- 四 その他、責任者が必要と認めた場合

(長期の使用計画)

第4条 体育の授業及び研究に使用する場合は、担当教員が学期間又は年度間の使用計画をあらかじめ責任者に届け出なければならない。

- 2 第3条第1号の事由により長期に使用するサークル団体は、学期間の使用計画をあらかじめ責任者に提出し、許可を得なければならない。

(使用の時間)

第5条 体育施設を使用できる時間は、各施設毎に別に定める。

(休業日)

第6条 体育施設の休業日は、12月28日から翌年1月4日まで及び全学一斉休業日とする。

(使用日時の変更)

第7条 前2条の規定にかかわらず、責任者が特に必要と認める場合には、使用時間の延長・短縮及び休業日の使用を許可し、又は別に休業日を設けることができる。

(使用の許可)

第8条 第3条各号の事由により体育施設の使用を希望する者は、責任者に使用願を提出し、許可を得なければならない。

2 本学の学生又は職員が、個人又は複数で短時間使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用許可の手続きを省略することができる。この場合における使用は、体育の授業及び前項の許可を受けた者の使用を妨げてはならない。

(使用の変更及び中止)

第9条 使用者は、使用許可を得た後、許可の内容を変更しようとするときは、事前に責任者の許可を得なければならない。

2 使用者は、使用許可を得た後、体育施設の使用を中止するときは、速やかに責任者に届け出なければならない。

(遵守事項)

第10条 体育施設を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 許可を得た目的以外に使用し、又は転貸しないこと。
- 二 使用時間を厳守すること。
- 三 設備・備品等を無断で改造、廃棄、新設、移動又は転貸しないこと。
- 四 設備・備品等に異常を認めた場合は、速やかに学生支援課に届け出ること。
- 五 火気の取扱いには、細心の注意を払い、火災予防に万全を期すこと。
- 六 その他使用に際しては、学生支援課担当者の指示に従うこと。

(使用許可の取消)

第11条 責任者は、体育施設の使用を許可した後、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消すことができる。

- 一 使用願に虚偽の記載があったとき。
 - 二 前条に定める遵守事項並びに別に定める使用心得に違反したとき。
 - 三 その他使用させることが適当でないと認めるとき。
- 2 責任者は、前項に規定する場合のほか、本学において緊急に使用の必要が生じたときは、使用許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第12条 体育施設を使用する者は、故意又は重大な過失により施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちに責任者に届け出るとともに、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(鍵の管理)

第13条 体育施設の鍵の管理は、学生支援課において行うものとする。

2 体育施設を使用する者は、使用の都度、学生支援課から鍵を受け取り、使用後は速やかに返却しなければならない。

(事故の責任)

第14条 使用者は、使用中に発生した事故について、その責任を負うものとする。

(学外者の使用等)

第15条 学外者の体育施設の使用は、第3条に規定する使用に支障のない場合に限り、許可することができる。

2 前項の使用の手続きは、第8条の規定によるほか、岩手大学が別に定める規則の手続き

によるものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、体育施設の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年3月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成17年7月22日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2・3 (省略)

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。